

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	こども子育て部 こども家庭課	
契約締結年月日	令和8年4月1日	
業 務 名	すくすく赤ちゃん訪問事業（専門職訪問指導）業務委託契約	
業 務 の 概 要	助産師が対象者の居宅を訪問し、母子の健康管理及び保健指導を行う専門職訪問指導業務を委託するもの。	
契約金額（税込）	訪問1件あたり4,000円 年間310件（見込） 年間支払見込額 1,240,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	鈴木助産院、母サポートはる春、ベビママ訪問ここはれ、助産院たゆたう、ブルーベリー助産院、副島奈央子（愛知県助産師会会員）	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 （該当する□欄に印をつけること）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明及び 契約相手方の選定理由	産婦・新生児及び未熟児の健康状態の把握並びに健康保持や育児の指導等は専門職（有資格者）である助産師により実施することが適正である。また、本事業を実施するに当たり、児童虐待の未然防止の観点も必要であり、対象者にあわせたきめ細やかな対応が求められる。 以上を踏まえ、本市の地理、社会資源等を把握し、訪問指導や情報提供が実施可能な十分な業務経験を持つ指導能力の高い助産師に委託することが効果的かつ効率的であるため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、こども子育て部 こども家庭課です。